

令和7（2025）年8月29日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第27回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第27回総会 議事録

- 1 日 時 令和7(2025)年8月29日(金)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農用地利用集積等促進計画案について
議第6号 農用地利用集積等促進計画案について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後2時

大橋係長

皆様大変お疲れ様でございます。定刻になりましたので、これから第27回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものです。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひいたします。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

大橋係長

委員数は19人であります。欠席報告3人。遅参報告1人。現在の出席委員数は15人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は22人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項

の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

それでは、10番 駒野 博実委員、11番 月橋 明日香委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から4について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 西山町新保、外6筆、田及び畠、860m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号2 高柳町山中、畠、201.65m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号3 大字南条、外1筆、田、170m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号4 安田、外3筆、田、1,631m²。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から4について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 黒滝、地目 畑、面積 244 m²。申請事由 宅地の拡張。農地区分 第 2 種でございます。

本件につきましては、昭和 57(1982)年頃に申請者の亡き父が申請地の一部を造成して住宅の敷地としたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請者につきましては、現在住んでいるアパートが手狭なため、当該住宅に転居する予定です。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、申請番号 1 の案件が、農業委員に関する案件となっております。また、次の「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請」の申請番号 1 の案件についても、当該案件に関連することから、議第 4 号の申請番

号1の審議が終了するまでの間、委員の退席を求めます。

－委員退席－

石塚議長

では、議第3号の申請番号1の案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書3ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号1 土地の所在地 高柳町岡野町、外1筆、地目 田、面積198.61m²。申請事由 農機具置場及び駐車場。農地区分 第2種でございます。

申請地につきまして、当初計画者が店舗を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が農機具置場及び駐車場として利用するものです。

議第4号 第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請番号1の案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第3号の申請番号1の案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請の申請番号1の案件について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請の申請番号 1 について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 高柳町岡野町、外 1 筆、田、198.61 m²。農機具置場及び駐車場。第 2 種でございます。

議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました委員の入室を求めます。

— 委員入室 —

委員に退席を求めるましたが、議第 3 号の申請番号 1 の案件を承認処分と決定し、議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたしました。

農業委員

ありがとうございます。

石塚議長

続いて、議第 4 号 申請番号 2 から 8 までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

引き続き、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請の申請番号 2 から 8 までについて、御説明いたします。

申請番号2 半田一丁目、外1筆、田、344m²。一般個人住宅。第3種でございます。

本件につきまして、渡人の孫である受人が、使用貸借権の設定により、申請地を一般個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号3 城東一丁目、畠、264m²。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、受人は今後、申請地に隣接する住宅及び敷地を購入し、転居する予定です。転居後は住宅の庭において趣味の観賞用メダカを飼育するための水槽を設置するに当たり、申請地を含めて一体的に利用するものです。

申請番号4 黒滝、田、442m²。屋内テニスコート用駐車場。第2種でございます。

本件につきまして、受人はテニスを趣味としており、今後、申請地に隣接する宅地において屋内テニスコートを建築し、テニス仲間約10名と共に利用する予定です。申請地につきましては、この屋内テニスコート用の駐車場として利用するものです。

申請番号5 常盤台、外1筆、田、460m²。水管橋改良工事に伴う仮設用地のための一時転用。第3種でございます。

申請番号6 野田、外1筆、田、1000m²。天然ガス輸送導管付帯施設及び同施設新設工事に伴う工事ヤードのための一時転用。第1種でございます。

本件につきまして、受人は天然ガスのパイプラインの保守や管理等を行っている法人ですが、申請地2筆のうち、○○について、昭和36(1961)年頃から天然ガス輸送導管付帯施設として緊急時に天然ガスを遮断するためのバルブステーションの敷地として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

当該施設の老朽化等に伴い、今後、議第4号 第5条許可申請 申請番号7の申請地において新設を計画している施設への機能切り替えを予定しております。新たな施設の建設が完了するまでは既存施設を運用し、新たな施設の建設後は既存施設を廃止及び撤去する予定です。

本件の申請地2筆のうち、○○については、新たな施設を建設するための工事ヤードとして利用する予定となっています。

続きまして、議案書5ページを御覧ください。

申請番号7 野田、田、543m²。天然ガス輸送導管付帯施設。第1種でございます。

本件につきましては、今ほど御説明いたしました、議第4号 第5条許可申請 申請番号6に関連するものです。

申請地につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地となります。

第1種農地は原則、永久転用ができませんが、例外として、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業につきましては、許可が可能となっております。

土地収用法は、公共の利益となる事業を定め、その事業に必要な土地等の収用又は使用に関する手続き等を定めた法律となっております。当該施設につきましては、土地収用法の対象事業のひとつであるガス事業法によるガス工作物に該当することから、転用許可が可能とされています。

申請番号8 南条、畠、280 m²。資材置場。第2種でございます。

本件につきまして、受人は土木工事の請負等を行っている法人であり、現在の資材置場が手狭になったため、申請地を利用する計画となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請番号2から8までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第4号の申請番号2から8までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第5号 農用地利用集積等促進計画案について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書6ページから10ページを御覧ください。議第5号「農用地利用集積等促進計画案について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

設定期間3年の計画については、地目 田、1筆、面積 3,561 m²。設定期間5年の計画については、地目 田、8筆、面積 6,285 m²。設定期間10年の計画については、地目 田、

46 筆、面積 24,951.97 m²です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和 7 (2025) 年 10 月 31 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。それでは、議案書 11 ページを御覧ください。

議第 6 号「農用地利用集積等促進計画案（移転）について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、地目 田、5 筆、面積 2,754 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社が転貸する耕作者の変更となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、耕作者が変更される運びとなります。

県の公告予定日は、令和 7 (2025) 年 10 月 31 日であり、翌日の 11 月 1 日から新しい耕

作者に変更となります。

なお、本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

議案については以上で終了いたします。

事務連絡等を事務局よりお願ひします。

和田主任、吉田主事、大橋係長

(その他連絡事項)

石塚議長

今ほどの説明に御意見・御質問等ございましたら、発言お願ひします。

— 意見・質問なし —

石塚議長

よろしいですか。それでは、各会議の代表者の方、連絡・報告等ございましたらお願ひします。

— 意見なし —

石塚議長

それでは以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 3 時

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長 石塚道宏

署名委員 駒野博実

署名委員 月橋明日香

出席状況（総会議席表）

(令和7年8月29日現在)

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	欠	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	遅参	12	前澤敏彦	出
3	安野検一	欠	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	欠
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笛川宏	出
9	山波剛	出	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員 16人		欠席委員 3人		計 19人	

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	欠	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	欠	22	山田信雄	出
9	堀正則	遅参	23	瀧江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	欠	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	欠
13	石黒芳和	欠	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	出			
出席委員 22人		欠席委員 5人		計 27人	

農業委員会事務局職員

係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香